

令和7年11月26日招集

茂原市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

令和7年12月11日（木）午後1時00分開議

第1 特別委員会中間報告の件

第2 議案並びに陳情の総括審議

第3 閉会中の継続審査申し出の件

茂原市議会定例会会議録（第5号）

令和7年12月11日（木）午後1時00分 開議

○議長（向後研二君） ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は22名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議長の報告

○議長（向後研二君） ここで報告します。

去る9月定例会から継続審査となっております案件、並びに今定例会において審査を付託しました案件について、各委員会から審査結果の報告がありましたので、一覧表にしてお手元に配付しました。

以上で報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

議事日程

○議長（向後研二君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

特別委員会中間報告の件

○議長（向後研二君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第1「特別委員会中間報告の件」を議題とします。

茂原駅周辺活性化特別委員会委員長 三橋弘明君から報告を求めます。

（茂原駅周辺活性化特別委員会委員長 三橋弘明君登壇）

○茂原駅周辺活性化特別委員会委員長（三橋弘明君） 茂原駅周辺活性化特別委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、11月26日に関係職員の出席を求め、委員会を開催し、「茂原駅前通り地区土地区画整理事業の進捗状況及び市としての今後の方向性について」、「茂原駅前通り地区土地区画整理事業内の公有地の活用方針や進捗状況について」及び「都市計画道路桑原八千代線の進捗状況について」の報告を受けましたので、その内容について申し上げます。

まず、「茂原駅前通り地区土地区画整理事業の進捗状況及び市としての今後の方向性について」及び「茂原駅前通り地区土地区画整理事業内の公有地の活用方針や進捗状況について」、

これら 2 件は関連があるため、一括して報告を受けました。

茂原駅前通り地区土地区画整理事業の施行期間は平成 4 年度から令和 13 年度までで、総事業費は 160 億円、建物移転棟数は 267 棟を計画し整備している。財源の内訳は全体事業費 160 億円に対し、国庫補助金 51 億 1000 万円余、県費 9300 万円余、市債 45 億 9900 万円余、市単独費 61 億 9700 万円余である。事業費の内訳は、工事費 19 億 2100 万円余、移転補償費 129 億 1200 万円余、調査設計費 6 億 1100 万円、事務費 5 億 5400 万円余である。令和 6 年度末で 73 億 6100 万円余を執行しており、このうち移転補償費が 64 億 7800 万円余と約 88% を占めている。事業費の進捗率は 46%、整備面積の進捗率は 43.9% である。

今後の方向性として、1 点目は「区域内に計画している 3 路線の都市計画道路のうち、作永産婦人科から銚子信用金庫までの高師町下井戸線」を早期完成に向け事業展開を図っていく。具体的には、令和 10 年度末に開通できるよう工事を進めており、開通することにより区域内外の来客者や通行者を増やし、土地利用の活性化を考えている。2 点目は「高師町下井戸線」から西側地区はほぼ整備が完了しており、土地所有者の相続、売買、登記など不便となっていることの解消と事業計画の見直しを目的として、完了している区域とこれから整備する区域を分けて、工区ごとに完了できないかを検討している。3 点目は区域内の公有地を民間事業者が活用することとしたので、地元と連携し、どのように商店街を活性化していくか検討していくことのできました。

次に公有地の活用方針については、市が所有し、現在まで茂原駅前通り商店街駐車場として商店街に貸付けている土地について、民間事業者が持つ経営能力、ノウハウ等を活用し、地域活性化や課題解決に繋げることを目的として事業者の募集をしたところ「医療法人社団貴志会」菅原病院を優先交渉権者と決定した。今後の予定として令和 7 年 12 月末までに事業者と基本協定の締結を行い、令和 8 年度中に契約を締結、令和 9 年 4 月 1 日に物件の引き渡しを行うとのことでした。また、この場所は茂原七夕まつりのフェスタ会場として利用しているが、令和 9 年度以降は移転する方向で調整しているとのことでした。

これに対し、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「商店街駐車場の建物等の撤去に係る費用負担は」との質疑に対し、「商店街側が負担する」との答弁がありました。

次に、「菅原病院に貸付ける土地について、場所と面積からして貸付料が安いと思うが、貸付金額の算定根拠は」との質疑に対し、「茂原市普通財産貸付料算定基準に基づき、固定資産税評価額の 4% としている」との答弁がありました。

次に、「市有地貸付に係るプロポーザルの応募が1件のみであったことに関してどのように考えているか」との質疑に対し、「公募型のプロポーザルを行う前にマンションによる住宅開発ができないか、開発業者に伺いを立てたが、茂原市周辺では10年以上マンション開発に進捗がないとの見込みから難しいとの意見であったため、市としては1者でも応募があれば思いプロポーザルを実施した。応募は1件であったが、まちの活性化に繋がるよう事業を進めていきたいと考えている」との答弁がありました。

次に、「菅原病院が病床を増床する申請をこれから県にするとのことだが、申請が通らなかった場合は計画自体が変わる可能性はあるか」との質疑に対し、「優先交渉権者でまだ契約には至っていないため、条件が変わり、事業ができなくなれば契約を結ぶ前に双方で協議することになる」との答弁がありました。

次に、「移転補償に関して、建物がある状態と本人が更地にした場合では補償に違いがあるか」との質疑に対し、「建物補償は補償する際の状況により補償を行うため、築年数が増えるほど補償金額は少なくなり、建物を撤去した場合は、建物の補償はなくなるので補償金額はかなり低くなる」との答弁がありました。

次に、「都市計画道路桑原八千代線の進捗状況について」ですが、事業区間は、JR茂原駅北側の県道茂原長生線富士見橋付近から都市計画道路大芝鷲巣線までの総延長1093メートル、幅員16メートルで計画し、北から桑原地区、継続地区、野巻戸地区の3地区に分けて事業を実施している。整備状況としては、町保集会所付近から南へ約570メートルが完成している。令和7年度末時点での予定は、整備延長については、全体の1093メートルのうち570メートルが供用済みであり、進捗率は52.2%。用地取得については、全体で1万5334.57平米のうち、取得済みは1万1368.68平米、進捗率は74.1%である。建物等の補償については、全体61件のうち52件が実施済みで、進捗率は85.2%。事業費ベースで、全体事業費49.6億円に対し35億8275万7000円が執行済み、進捗率は72.2%の見込みである。地区別では、桑原地区は、令和7年度に用地取得1件が契約済みで、事業認可期限の令和11年度末までの開通に向け、令和8年度も「用地交渉」・「関係者協議」を進めていく。

次に、継続地区においては、令和6年度までに工事を実施し、令和6年12月25日に全線開通している。

最後に、野巻戸地区においても、事業認可期間が令和11年度末となっていることから、今後は測量及び設計を実施した後に、千葉県、千葉県警察本部、茂原警察署と交差点接続部の協議を進めていくとのことでありました。

これに対し、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「桑原地区の未整備箇所について、用地取得の用途は」との質疑に対し、「来年度に2件の用地交渉を予定しており、単価等を提示して交渉を進めていく」との答弁がありました。

次に、「桑原地区について、令和11年度末に全線開通は見込めるのか」との質疑に対し、「富士見橋付近の信号機の設置について、千葉県、千葉県警察本部、茂原警察署との協議を行い、令和11年度末までに全線開通したいと考えている」との答弁がありました。

これらを踏まえ、本委員会としては、引き続き茂原駅周辺地域の現状並びに課題の把握に努め、事業の進捗状況を注視するとともに、関係部局との連携を保ち、関連事業の推進に向けて協議・検討していくこととしました。

以上で中間報告を終わります。

○議長（向後研二君） 以上で、特別委員会の中間報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

議案並びに陳情の総括審議

○議長（向後研二君） 次に、議事日程第2「議案並びに陳情の総括審議」を議題とします。

まず、9月定例会から継続審査になっております案件、並びに今定例会にその審査を付託しました案件について、各委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

最初に、決算審査特別委員会委員長 石毛隆夫君から報告を求めます。

（決算審査特別委員会委員長 石毛隆夫君登壇）

○決算審査特別委員会委員長（石毛隆夫君） 決算審査特別委員会の報告を申し上げます。

9月定例会に上程されました認定案第1号「令和6年度茂原市一般会計歳入歳出決算認定について」は、9月12日の本会議において、11人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査とされたところであります。

本委員会は、審査日程を10月7日から9日までの3日間とし、慎重に審査をいたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

まず、審査経過であります。10月7日、全員協議会室において委員会を開催し、市長に対する総括質疑と、財務部長から決算概要の説明を求めるとともに、引き続き令和6年度に実施された諸事業の中から、「学校給食管理運営費浸水被害対策工事」及び「交通安全施設整備事業市道3級8158号線及び市道1級8号線」の現地視察を行い、執行状況とその成果について確認した次第であります。

10月8日及び9日は、全員協議会室において委員会を開催し、現地視察及び監査委員の決算

審査意見書等を踏まえ、決算の細部について審査を行いました。

本市の令和6年度一般会計決算概要であります。歳入総額は360億438万5000円、歳出総額は349億8194万4000円、歳入歳出差引額は10億2244万1000円であり、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は9億4242万5000円の黒字決算となりました。

次に、歳入歳出の主なものについて申し上げます。

まず、歳入ですが、令和5年台風13号に伴う公共土木施設災害復旧事業債の減等による市債の減等があったものの、普通交付税の追加交付等による地方交付税の増、定額減税減収補填特例交付金の皆増等による地方特例交付金の増、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増等による国庫支出金の増等により、前年度に比べまして11億8751万円余、3.4%の増となりました。

次に、歳出ですが、総務費では、定額減税補足給付金給付事業の皆増等により9億7632万円余、27.9%の増に、民生費では、低所得者支援給付金給付事業の皆増や、訓練等給付事業の増等があったものの、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業の皆減等により1678万円余、0.1%の減に、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業や母子保健事業の減等により1億7832万円余、5.5%の減に、農林水産業費では、用排水施設整備事業の減等により4395万円余、7.7%の減に、商工費では、キャッシュレス決済ポイント還元事業の皆増等により3482万円余、5.7%の増に、土木費では、市営住宅長寿命化事業の減等があったものの、道路改良事業や内水対策関連事業の増等により2億1643万円余、7.3%の増に、教育費では、東部台文化会館施設維持管理費の減等があったものの、図書館移転事業の皆増等により2227万円余、0.8%の増となりました。災害復旧費では、令和5年台風13号による道路災害復旧事業の皆減等により8958万円余、47.0%の減となりました。これらの結果、歳出全体では、前年度に比べまして11億1479万円余、3.3%の増となりました。

審査においては、令和6年度の施政方針で掲げた施策が計画どおり実施され、市民福祉の向上、生活環境の整備が図られたか。また、最小の経費で最大の効果を上げ、可能な限りの財源確保と行財政改革の推進が図られたか。市民要望に対し耳を傾け、その実現に努めたか。事務事業の適正な選択に努めたか等々の観点から審査した結果、各委員から多くの質疑、意見、要望がありました。

まずは、開会日冒頭の市長に対する総括質疑の主なものを申し上げます。

まず、「市長が特に力を入れた施策や事業の成果と達成状況、また、今後の課題をどう捉えているか」との質疑に対し、「効率的かつ効果的な内水対策を進めるため、総合的内水対策検

討業務委託を実施し、従来の部や課の枠組みを超えた「水害のない街づくりプロジェクト・チーム」を立ち上げ、全庁的に内水の氾濫防止対策に取り組んでいる。また、圏央道インターチェンジ周辺の企業誘致を進めるため、産業用地適地選定並びに立地可能性調査を実施している。引き続き、次年度の事業に遅れが出ないように、各事業を着実に進めていく」との答弁がありました。

次に、「公共工事について市民から多くの要望があると思うが、優先順位をどのように決めているか」との質疑に対し、「市民要望には、限られた予算の中で安全性・緊急性等を考慮し、優先順位の高いところから対応している。即時対応ができないものについては、暫定的な対応が図れるよう取り組んでいる」との答弁がありました。

次に、「市長は稼ぐ力の向上を公約としているが、ふるさと納税・企業誘致について、今後どのように進めていくのか」との質疑に対し、「ふるさと納税は、貴重な財源の1つとして認識している。引き続き協力事業者の発掘に取り組みながら、寄附者のニーズに応えられる新たな返礼品の充実に努めたい。併せてシティプロモーションやロケーションサービスと絡めた事業で税収増につなげたい」との答弁がありました。

次に、「サンヴェル（旧茂原そごう）、イオン跡地及び旧茂原工業高校跡地の利活用について、どのように考えているか」との質疑に対し、「サンヴェル（旧茂原そごう）は、茂原駅前の活性化に資する重要な施設の一つと考えており、施設の所有者と打合せ等の機会を設け、市民ニーズに即した提案をしてまいりたい。イオン跡地は、イオンリテール株式会社から公共施設を備えた複合施設の提案があり、施設の内容や整備の手法など慎重に協議してまいりたい。旧茂原工業高校跡地は、現在進んでいないため、沢井製薬株式会社に出向き、強く要望してまいりたい」との答弁がありました。

次に、「市原市長にとって初めての決算をどのような気持ちで迎えたか」との質疑に対し、「市長として公約の一番に掲げている内水対策は、総合的内水対策検討業務委託を実施し、「水害のない街づくりプロジェクト・チーム」を立ち上げた。来年度以降も社会資本整備等の交付金を活用しながら特に重点を置いて、取り組んでまいりたい。また、支出が多いなかで収入を増やしていくためには、企業の目が向いてきている今がチャンスと捉え、産業用地の確保をいち早く進めてまいりたい。自己分析では公約どおり進んでおり、来年度以降、少しずつ結果を出していきたい」との答弁がありました。

次に、「妊娠、出産、子育てに関する切れ目のない総合的な相談支援を行う「こども家庭センター」が立ち上げられたが、その評価はどうか」との質疑に対し、「これまでなかった「こ

ども家庭センター」が設置され、より切れ目のない支援ができていると評価いただいている。まだ始まって間もない体制であり、様々な意見をいただきながらブラッシュアップしてまいりたい」との答弁がありました。

次に、「市民目線に立った、稼ぐ行政、仕掛ける行政、戦略に対する思いを伺う」との質疑に対し、「市長として公約に掲げている地域経済活性化は、圏央道千葉県区間の全線開通と産業用地の確保から企業を誘致するまでのタイムラグを埋めていくため、スピード感を持って取り組んでいく。また、自主財源をできるだけ使わずに、民間活力を注入し、従来手法にとられない効率的な道の駅の建設についても職員一同しっかり考えながら進めてまいりたい」との答弁がありました。

次に、「物価高騰に対し、予算執行にあたってどのような工夫をしたか。また、市民サービスを落とさないように配慮した点は」との質疑に対し、「国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用するなど、影響を受けた方々に寄り添った支援に努めた。市民サービスの低下を招く恐れのある、保育施設などの経費の負担軽減や学校給食食材費の高騰による保護者の負担軽減を図るための各種支援事業を実施した」との答弁がありました。

このほか、細目ごとの審査過程においても多くの意見、要望、指摘がなされたところではありますが、結果として、令和6年度一般会計決算は、委員長を除く出席委員10名のうち、賛成する者9名、反対する者1名で、賛成多数により認定することと決定いたしました。

賛成者から本案を賛成するにあたり、附帯意見がありましたので申し上げます。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率において赤字が出ておらず、また、健全化判断比率は、財政健全化計画の策定が義務付けられる早期健全化基準を下回っていることが認められるとの監査結果を受けて、令和6年度決算を審査した。

令和6年度の一般会計は、実質収支は9億4242万円、単年度収支は1億4924万円の黒字となったものの、実質単年度収支は赤字となった。このような決算状況にある茂原市において、内水対策や物価高騰による事業費の増加、さらに扶助費や人件費など義務的経費の増加、広域組合の大型事業の増加などが今後も見込まれる。職員一人ひとりが厳しい財政状況を十分認識し、持続可能な住民サービスの提供をするため、最小の経費で最大の効果を上げられるよう、引き続きスピード感を持って業務に取り組まれない。また、自主財源の根幹をなす市税の確保、市長が掲げる「稼ぐ行政」など、様々な手法を取り入れ、積極的な歳入確保に取り組まれない。

今後も、より効果的、効率的な事業の執行に努めていただくよう期待する。

次に、反対者の意見について申し上げます。

大変厳しい財政運営のなか、五郷福祉センター駐車場整備、燃えるごみ専用袋配布、子どもの医療費助成事業の償還払いから現物給付への改善など、市民の要望に応えた事業の執行は評価する。

一方で、生活保護世帯の増加、扶助費の増加は、困窮する市民が多数存在していることを示している。このような市民生活への支援、負担軽減は、財政調整基金からの繰り入れで対応すべきである。

さらに、学校給食の無償化、災害時に避難所となる学校施設の体育館へのエアコン設置、高齢者の足となるべき交通手段である市民バス、デマンドタクシーについても要望には程遠い対応である。

また、職員の配置についても、会計年度任用職員の増加、増員など市民要望に背を向けた決算となっているため反対であるというものであります。

次に、今後の予算執行にあたり、留意する事項として、各委員から市当局に対し、多くの意見、要望がありましたので、その主なものを申し上げます。

1. 市の電算システムの契約にあたっては、適正な価格で契約できるよう、適切に判断できる人材の確保に努められたい。

1. 防犯灯を設置することで犯罪の抑止効果が期待できることから、市民等からの要望にはできるだけ応えられたい。

1. 災害時の現場の対応は、建設業界や消防団が中心となるが、いずれも人材不足である。他の自治体と災害協定を結び、人員や物資の確保のための協力体制を構築されたい。

1. 職員研修の成果を発揮する場を確保し、若い職員の意見が取り入れられるような職場環境を整えられたい。また、研修の手法の検討や研修費の予算増額も検討されたい。

1. 男女共同参画社会が根付くよう、引き続き事業の推進に取り組まれたい。

1. 市内に病児・病後児の受け入れ施設が開設されるよう、早急に対策を講じられたい。

1. 図書館と連携した、親子の居場所づくりなど、子育てしやすいまちと思われるような施策を講じられたい。

1. 保育士の人材確保、負担軽減、処遇改善に引き続き取り組まれたい。

1. 就労支援は重要な事業であり、今後も継続されたい。また、支援員の人材確保に取り組まれたい。

1. 親族がお亡くなりになった際に、手続きが1か所で行える「おくやみコーナー」の設置に取り組まれたい。

1. 子どものインフルエンザワクチン接種費用の助成を行っていない自治体は長生郡市内では茂原市のみである。本事業は子育て世代への支援につながることから地域格差の解消に取り組まれない。

1. 産後ケア事業は良い事業であるので、事業の更なる充実と一層の周知に取り組まれない。

1. ごみ集積所整備補助金事業の継続と不法投棄対策の一層の強化に取り組まれない。

1. ワクチン接種の周知にあたっては、副反応に関する情報も併せて周知されたい。

1. 大沢地区、真名地区のサーキット場からの騒音の問題について、市で改めて対応をされたい。

1. 起業創業支援を受け、市内で起業する若い世代の方々がこれからも増えていくよう事業を推進されたい。

1. キャッシュレス決済ポイント還元事業は、市民から好評をいただいていることから今後も事業を継続されたい。

1. 有害鳥獣対策をより一層推進するとともに、捕獲した動物をできるだけジビエとして活用できるよう引き続き取り組まれない。

1. 田んぼダムの普及にあたっては、設置される農家の方々に対する助成を材料費のみではなく、作業の労務費の計上も検討されたい。また、プラスチックますの導入も検討されたい。

1. 子どもたちが安心して楽しく遊べるよう、遊具の整備など公園施設の更なる充実に取り組まれない。

1. 内水対策は、道路の冠水状況などの把握や市民に対する情報の周知の体制強化についても引き続き取り組まれない。

1. 地域公共交通は、市民の利便性を最優先に考え、市民の声を聞きながら見直しを検討されたい。

1. さくら名所百選に選ばれている茂原公園は、市民の憩いの場であるため、定期的な草刈りや防犯対策としての見回りなどの環境整備を継続して取り組まれない。

1. 建設業界の人手不足は深刻であり、災害復旧の際の人員確保に大きな障害となる。市内業者が雇用を維持していけるよう、市内業者育成の観点から適切な工事発注に努められたい。

1. 本納東地区の区画整理や赤目川の改修が進捗していないなか、JRの踏切工事や橋梁架け替え工事を進める意図が理解できない。先行投資的な事業の進め方については再検討されたい。

1. 空き家の持ち主が遠方の方の場合、管理が行き届かないことが多く、苦情が寄せられて

いることから対策を強化されたい。

1. 電柱の移転を伴う工事については、事前に関係者との協議を十分に行い、工期に遅れが生じないように努められたい。

1. 学校給食の地産地消を更に進めていくことは、地元愛の醸成に繋がるとともに、地元農家の支援にも繋がることからより一層の取り組みを進められたい。

1. 学校からの施設の修繕要望や教育備品の調達要望については、可能な限り迅速に対応されたい。

1. 小さいころから音楽に親しむことは大変良いことなので、小中学校音楽鑑賞教室は今後も継続されたい。

1. 茂原小学校は老朽化が激しい。子どもたちの教育環境改善のため、建て替えまたは大規模改修について早急に取り組まれたい。

1. 中央公民館の閉鎖に伴い、総合市民センターの利用者が増えたことにより駐車場が不足していると市民から相談を受けている。教育と福祉部署で連携して対策を講じられたい。

1. 本納ニュータウン開発業者と市が協定を結んでいる新たな公民館の建設について、業者と綿密に連絡を取り、建設に向け取り組まれたい。

1. 学校給食センターの栄養教諭を学校に派遣し、子どもたちへの食に関する指導の充実を図られたい。

1. 税の徴収率向上に引き続き取り組まれたい。

以上が、決算審査特別委員会の報告であります。本会議におきましても慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（向後研二君） 次に、総務委員会委員長 石毛隆夫君から報告を求めます。

（総務委員会委員長 石毛隆夫君登壇）

○総務委員会委員長（石毛隆夫君） 総務委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会に付託されました議案8件について、関係職員の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

初めに、議案第1号「令和7年度茂原市一般会計補正予算（第3号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億9402万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ352億1974万5000円にしようとするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、総務費について「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の返還金が2762万円計上されているが、交付金全額を使いきれない理由は」との質疑に対し、「給付費等の事業費として交付された分については、全て市民に還元することができた。今回の返還分は、事務費のコールセンター委託について、想定より安価な契約となり、不用額が生じたものであり、事業費に使うことができないため、返還するものである」との答弁がありました。

次に、民生費について「生活保護扶助費の医療扶助費が1億3988万円余の増額と多いが、その理由は」との質疑に対し、「生活保護受給者はどの医療保険にも属していないため、国県市で全額負担することとなっている。現在、入通院の件数の増などが見られることから、入院では135件、通院では945件程度の増などを見込んだためである」との答弁がありました。

次に、債務負担行為補正について「放課後児童健全育成事業運営業務委託料の内訳は」との質疑に対し、「萩原第2学童クラブ及び二宮学童クラブの2か所について、令和8年度から令和10年度までの間、適切な運営を行える事業者を選定し、委託するため、1年間当たり2854万5000円、合計8563万5000円を限度額として設定するものである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第1号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第5号「茂原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、特定任期付職員の給与について、千葉県人事委員会勧告に準じた改正をするものがあります。

審査の過程において、「対象となる役職や資格は」との質疑に対し、「特定任期付職員については、現在採用している職員がいなく、過去の例では、総務課に配属していた弁護士や、生活課に配属していた警察官のうち警視級の者が該当する」との答弁があり、採決の結果、議案第5号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第6号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第7号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、並びに議案第8号「茂原市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

これら3件の議案は、一般職職員の給与改定に準じて、議会議員、及び市長・副市長、並びに教育長の期末手当支給割合を0.05か月分引き上げ、年間4.6か月分を4.65か月分にするものであります。

委員から、「職員とは違い、現在の市民生活の中で市民感情と相いれないため、反対する」との意見があり、採決の結果、議案第6号、議案第7号並びに議案第8号については、いずれも賛成者多数により可決することと決定しました。

次に、議案第9号「茂原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」並びに議案第10号「茂原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

これら2件の議案は、一般職職員及び会計年度任用職員の給与等について、千葉県人事委員会勧告に基づく、千葉県職員の給与改定実施状況に鑑み改正するものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「現在、物価が高騰しているが、それに見合ったものであるのか」との質疑に対し、「人事委員会勧告の考え方としては、民間の給料に合わせて公務員の給料を上げるものであり、その差額を埋めるという意味では世間一般に見合ったものであると考える」との答弁がありました。

次に、「通勤手当の対象となる交通用具はどういったものか。また、対象者は何名か」との質疑に対し、「自転車等とは、自転車、自動車、バイクを含んだ交通用具であり、対象者は正規職員と会計年度職員を合わせて約700名である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第9号並びに議案第10号については、いずれも全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第16号「千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について」申し上げます。

本案は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体である「三芳水道企業団」、「九十九里地域水道企業団」及び「南房総広域水道企業団」が令和8年3月31日で解散することとなったため、組合を組織する地方公共団体の数が減少すること、また、共同処理する職員採用試験の合同実施に関する事務について、令和8年3月31日をもって廃止することから、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであり、採決の結果、議案第16号については、全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（向後研二君） 次に、教育福祉委員会副委員長 高山佳久君から報告を求めます。

(教育福祉委員会副委員長 高山佳久君登壇)

○教育福祉委員会副委員長(高山佳久君) 教育福祉委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る9月定例会において付託され、継続審査となっておりました認定案3件及び今定例会において付託されました議案7件、陳情1件について、10月23日及び12月5日に関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

まず、9月定例会において付託されました認定案3件について報告いたします。

初めに、認定案第2号「令和6年度茂原市特別会計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算は、歳入総額93億1394万5711円に対し、歳出総額92億3466万9590円で、歳入歳出差引額7927万6121円の黒字決算であります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「特定健康診査事業について、受診率32.24%は増やせる余地があると思うが、受診者が増えると支出額のどこの項目が増えるか」との質疑に対し、「特定健康診査事業全体として支出が増える」との答弁がありました。

次に、「国民健康保険税の収入額の推移と税額の県内順位は」との質疑に対し、「保険税の調定額及び収入額は被保険者数が減少しているため、減少傾向にあり、1人当たりの税額は9万2885円で37市中34番目である。1世帯当たりの税額は13万5491円で、こちらも37市中34番目である」との答弁がありました。

次に、「保険給付費の支出済額が前年度と比較し、減額となっている理由は。また、医療費を抑制するためにどのような取り組みをしているのか」との質疑に対し、「被保険者数が減少しているため、減額となっている。また、特定健康診査の受診率を上げる取り組みをしており、受診率の向上が医療費の抑制につながると考えている」との答弁がありました。

次に、「短期人間ドック助成金及び脳ドック助成金の利用者数の推移と助成内容は」との質疑に対し、「短期人間ドックの利用者数は令和4年度が1131人、令和5年度が1045人、令和6年度が1009人であり、助成内容は検査費用の7割を助成し、上限額は7万円である。脳ドック助成金の利用者数は令和4年度が181人、令和5年度が177人、令和6年度が154人であり、助成内容は検査費用の7割を助成し、上限額は3万円である。また、申請できる条件として保険税の未納がないことと加入後6か月を経過していること」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第2号については、全員異議なく認定するこ

とと決定しました。

次に、認定案第4号「令和6年度茂原市特別会計介護保険事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算は、歳入総額86億6587万6052円に対し、歳出総額84億4143万6043円で、歳入歳出差引額2億2444万9円の黒字決算であります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「もばら百歳体操普及啓発事業の内容は」との質疑に対し、「介護予防活動の地域展開を目指すことを目的として、介護予防のためのもばら百歳体操の実施や、地域住民の方々の交流の場の創出など、地域の実情に応じて支援していく事業であり、委託先の社会福祉協議会が普及啓発に努めている」との答弁がありました。

次に、「介護予防サービス給付事業と介護予防・生活支援サービス事業の違いは」との質疑に対し、「ともに要支援1・2の方が利用できるサービスであるが、介護予防サービスは介護ヘルパーによる生活援助や施設に通って受けるデイサービスは含まれておらず、介護予防・生活支援サービスはそのサービスを提供するものである」との答弁がありました。

次に、「利用者があんしん電話を撤去する理由は。また、公費負担となる条件は」との質疑に対し、「撤去の理由は施設入所や入院が多く、公費負担となる条件は、独居と高齢者のみの住民税非課税世帯であること。生活保護世帯については独居と高齢者のみの世帯、または日中独居状態となることが条件である」との答弁がありました。

次に、「あんしん電話の啓発方法は」との質疑に対し、「ケアマネを通じてのPRのほか市役所の窓口、市公式ウェブサイトを利用して周知を図っている」との答弁がありました。

次に、「施設介護サービスを受ける要件は」との質疑に対し、「原則として要介護3以上の認定を受けた方」との答弁がありました。

次に、「施設入所の人数は。また、施設は足りているのか」との質疑に対し、「特別養護老人ホームは市内に5施設あり、定員は280名、介護老人保健施設は市内に2施設あり、定員は220名であるが、市外の方も入所できる施設なので、市内の方の入所人数については把握していない。また、現在111人が待機しているが、新しい施設を造るには県市とも3年ごとの計画に掲載し整備していく必要がある」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第4号については、全員異議なく認定することと決定しました。

次に、認定案第5号「令和6年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費歳入歳出決算認定に

ついて」申し上げます。

本特別会計の決算は、歳入総額16億4618万9711円に対し、歳出総額15億9699万8683円で、歳入歳出差引額4919万1028円の黒字決算であります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「後期高齢者医療広域連合納付金の予算額に対して不用額が多い理由は」との質疑に対し、「広域連合で予算組みした金額と実際に納付した差額であるが、保険料等負担金については、今後、出納整理期間を含めた精算を行う予定である」との答弁がありました。

次に、「後期高齢者医療制度の被保険者数の推移と負担割合は」との質疑に対し、「被保険者数は令和4年度末で1万5544人、令和5年度末で1万6228人、令和6年度末で1万6858人である。また、令和7年8月末現在の被保険者数は1万7045人であり、このうち1割負担の方が1万1194人で65.67%、2割負担の方が4672人で27.41%、3割負担の方が1179人で6.92%である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第5号については、全員異議なく認定することと決定しました。

続いて、今定例会において付託されました議案について報告いたします。

初めに、議案第2号「令和7年度茂原市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第1号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億9675万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億9360万3000円にしようとするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「国民健康保険に加入した被保険者の増加人数は」との質疑に対し、「当初予算では1万7708人を見込んでいたところ、市内企業の工場閉鎖による加入者の増があり、年度末で約110人、平均1万7822人に増加すると見込んでいる」との答弁がありました。

次に、「1人当たりの医療費がいくら増額すると想定しているのか。また、増額した理由は」との質疑に対し、「療養給付費については月額33万4249円が33万6414円に増額すると見込んでおり、高額療養費については月額4万9178円が5万5716円に増額すると見込んでいる。さらに、1人当たりの医療費が年々増加しているところに市内企業の工場閉鎖による加入者の増があったことから、増額した」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第2号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第3号「令和7年度茂原市特別会計介護保険事業費補正予算（第1号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3959万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億7046万円にしようとするものであります。

審査の過程において、「介護給付費準備基金積立金を設ける理由は」との質疑に対し、「介護給付費準備基金積立金は、第1号被保険者の保険料を負担すべき部分に充当してもなお生じた余剰金を積立しているものであり、介護保険料の3年ごとの改定時、大幅な増額等に対応するため設けているものである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第3号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第4号「令和7年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第1号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3517万3000円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1937万7000円にしようとするものであり、採決の結果、議案第4号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第11号「茂原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第12号「茂原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、並びに議案第13号「茂原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。これら3件の議案は関連があるため、一括して審査を行いました。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「児童虐待を目撃したときの通報窓口はどこか。また、児童虐待の実例はあるのか」との質疑に対し、「通報窓口は市保育課であり、現在のところ児童虐待の実例はない」との答弁がありました。

次に、「保育士と地域限定保育士の待遇の違いは」との質疑に対し、「地域限定保育士は3年間勤務先が千葉県内に限定されるだけで給与や待遇に変わりはない。地域限定保育士として登録から3年経過後は全国どこでも働けるようになる」との答弁がありました。

また、委員より、「保護者等の見方によっては児童虐待と捉えられてしまうこともあるので、研修を通じて児童虐待が起こらないようにすることと児童虐待の通報が義務化されたことを周

知していただきたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第11号、議案第12号並びに議案第13号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第14号「財産の取得について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「タブレット端末を購入するのに補助金は活用するのか」との質疑に対し、「千葉県公立学校情報機器整備事業費補助金を活用し、価格の3分の2の補助があるため、市の負担は3分の1である」との答弁がありました。

次に、「タブレット端末は各個人の所有物となるのか」との質疑に対し、「市で貸し出しているので小中学校卒業時に返却してもらい、新入生に渡すことになる」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第14号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、陳情第2号「保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情」について申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「本市では保育士の配置基準を満たしているのか」との質疑に対し、「保育士1人に対して4・5歳児25人、3歳児15人、1・2歳児6人、0歳児3人の基準を全て満たしている」との答弁がありました。

次に、「保育士配置基準の期限の定めのない経過措置とは」との質疑に対し、「令和6年4月に3歳児と4・5歳児の保育士配置基準の改正が行われたが、自治体の負担を考慮して、期限の定めのない経過措置が設けられた」との答弁がありました。

また、委員より「本市は、現在国の基準を満たしているが、陳情のとおり配置基準の引上げの早期完全実施をされた場合、保育士の確保ができない可能性があるとの理由から国の動向を注視して継続審査にすべきである」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、陳情第2号は、引き続き議論を重ねる必要があることから、採決の結果、全会一致で継続審査とすることと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（向後研二君） 次に、建設経済委員会委員長 鈴木敏文君から報告を求めます。

（建設経済委員会委員長 鈴木敏文君登壇）

○建設経済委員会委員長（鈴木敏文君） 建設経済委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る9月定例会において付託され、継続審査となっておりました認定案3件並びに今定例会において付託されました議案2件について、10月22日並びに12月5日に委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

まず、継続審査となっておりました認定案3件について報告いたします。

最初に、認定案第3号「令和6年度茂原市特別会計駐車場事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算は、歳入総額4532万7971円に対し、歳出総額4046万6006円で、歳入歳出差引額486万1965円の黒字決算であります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「令和5年度からの繰越金が815万円余あるのに対し、令和6年度の歳入歳出差引額が486万円余であるが、今後も駐車場利用台数や利用料金が同じであると令和7年度以降の経営が厳しいのではないか」との質疑に対し、「令和5年度は、工事の入札で1件不調があり、令和5年度に実施する予定の工事が令和6年度にスライドしたため、繰越金が多く発生したものであり、例年繰越金は約400万円で推移している」との答弁がありました。

次に、「利用料を増やすために、現在市が行っている取り組みは」との質疑に対し、「定期利用とカーシェアリングのスペースについては、好調であるため定期利用のスペースを増やすことを検討している。また、屋上等をドラマなどの撮影に使用してもらうことで収益の向上に努めている」との答弁がありました。

また、委員より「日中は比較的に混雑していることが多いため、駐車場の稼働率を上げるためには、夜間の一般利用について対策を検討すべきではないか」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第3号は、全員異議なく認定することと決定しました。

次に、認定案第6号「令和6年度茂原市下水道事業会計決算認定について」申し上げます。

収益的収支の決算額について、収益的収入は15億183万7436円、収益的支出は13億5816万2019円であります。

資本的収支の決算額について、資本的収入は4億4092万962円、資本的支出は9億6254万738円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額5億2161万9776円については、損益勘定留保資金等で補てんしたものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「令和6年度末の水洗化率が93.2%で前年度と比べてほぼ横ばいとなっているが、下水道に接続しない要因は何か」との質疑に対し、「下水道が入る前から住宅が建っており、合併浄化槽で生活ができている世帯においては、下水道に接続する際に負担金が発生することが要因の一つだと考えている」との答弁がありました。

次に、「水洗化率を向上させるために、個別の要因を把握してアプローチしていくべきではないか」との質疑に対し、「各家庭の事情はあるが、合併浄化槽であっても定期点検やくみ取りにも費用が掛かるため、費用対効果などを説明し、水洗化率の向上に努めていく」との答弁がありました。

次に、「管渠の老朽化率が年々上昇しているが、今後も上がり続けるのか」との質疑に対し、「設置から50年以上経過した管が対象となるが、現在は昭和41年に下水道事業を開始してから50年以上が過ぎ、老朽管が増加してきている。布設替えも実施しているが、なかなか追いつかない状況である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第6号は、全員異議なく認定することと決定しました。

次に、認定案第7号「令和6年度茂原市農業集落排水事業会計決算認定について」申し上げます。

収益的収支の決算額について、収益的収入は4億393万9531円、収益的支出は3億9546万2792円であります。資本的収支の決算額について、資本的収入は2億9322万8000円、資本的支出は3億9481万8532円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億159万532円については、損益勘定留保資金等で補てんしたものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「決算報告書の収益的収入の決算額と附属書類の事業報告書内の収益的収入の額に差があるが、どういう違いか」との質疑に対し、「決算報告書の額は、仮受消費税や消費税還付金等を含む税込みの額なのに対し、事業報告書内の収益的収入の額は、損益計算書の数字を用いているため、税抜き額となっており、その差額である」との答弁がありました。

次に、「ここ数年、新規接続数が増加しているが、その要因は」との質疑に対し、「農業集落排水区域内に建物が新築され、接続しているため増加している」との答弁がありました。

次に、「経営指標などを見ると、財政状況は苦しいように見えるが、今後、下水道使用料の

値上げを考えているのか」との質疑に対し、「使用料は、県内他市の中で4番目に高い順位となっている。令和6年度決算では純利益が出ていることもあり、現在は改定する結論には至っていない」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第7号は、全員異議なく認定することと決定しました。

次に、今定例会において付託されました議案2件について報告いたします。

最初に、議案第17号「指定管理者の指定について」申し上げます。

本案は、第1茂原農産物直売所及び第2茂原農産物直売所の指定管理者について、指定期間が令和8年3月31日で終了するため、新たに指定をするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「現在のねぎぼうずの経営状況は」との質疑に対し、「令和6年においては、売り上げが約2億8800万円で対前年比103%、来客数は約19万5000人で対前年比101%であり、安定的な経営を行っている」との答弁がありました。

次に、「選定委員会でのプレゼンテーションにおいて、新しい取り組みなどはあったか」との質疑に対し、「令和7年の事業計画の中で、新商品の開発についての説明や、1か月に1度、理事会を開催し、市の担当者も出席した中で各月の売り上げ等の状況について共有するという説明があった」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第17号は、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第18号「指定管理者の指定について」申し上げます。

本案は、茂原市第1自転車駐車場から第7自転車駐車場について、指定期間が令和8年3月31日で終了するため、新たに指定をするものであり、採決の結果、議案第18号は、全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（向後研二君） 以上で、各委員長の報告を終わります。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

ここで、しばらく休憩します。

午後2時16分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午後 2 時 25 分 開議

○議長（向後研二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの各委員長報告に対する質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論の通告がありましたので、これを許します。平ゆき子議員。

（19番 平ゆき子君登壇）

○19番（平ゆき子君） 日本共産党の平ゆき子でございます。反対討論を行います。

反対する案件は、認定案第 1 号「令和 6 年度茂原市一般会計歳入歳出決算認定について」、認定案第 2 号「令和 6 年度茂原市特別会計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定について」、認定案第 4 号「令和 6 年度茂原市特別会計介護保険事業費歳入歳出決算認定について」、認定案第 5 号「令和 6 年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費歳入歳出決算認定について」、議案第 6 号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第 7 号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第 8 号「茂原市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に反対し、その理由を述べます。

初めに、認定案第 1 号、令和 6 年度茂原市一般会計決算について述べます。

この茂原市一般会計の決算は、大変厳しい財政運営の中、地域要望の多かった五郷福祉センター駐車場の整備、燃えるごみ専用袋の配布、学童クラブの整備拡充、子どもの医療費助成事業では利用しやすい現物給付に改善されるなど、市民要望に応えた事業の執行に対しては大変評価をいたします。

一方で、保育や教育現場で業務を担っている職員は、会計年度職員等の非正規化が進み、特に災害が多発する中では、正規職員削減の流れから、住民の安全安心確保に直結するマンパワーの充実への転換が急務であると考えます。

また、生活保護世帯の増加、扶助費の増は、困窮する市民が多数存在することを表しています。こうした市民生活の支援、負担軽減には、財政調整基金の繰入れで対応すべきです。

さらに、子育て世帯へは学校給食の無償化、災害時に避難場所となる学校施設、体育館へのエアコン設置、子どもや市民向けの交通安全に必要な歩道や道路整備はまだ不十分です。また、高齢者の足となるべき交通手段の市民バス、デマンドタクシーについても、要望には程

遠い対応であり、市民要望に背を向けた決算と言わざるを得ません。

以上のことから、本決算に反対するものです。

次に、認定案第2号、令和6年度茂原市国民健康保険事業費について。

国保税には事業主負担がなく、被保険者の人数に応じてかかる均等割など、健康保険にない賦課の仕組みもあるため、もともとほかの医療保険より負担が重く、この間、国保に関する国の責任の後退と国保加入者の貧困化、高齢化、重症化が一体で進む中で、国保税の高騰が止まらなくなりました。さらに、政府が2018年度に国保の都道府県化を強行したことが高騰の一因でもあります。市町村が単独で運営してきた国保財政を都道府県と市町村との共同運営に変え、都道府県が値上げの旗振りをしていく仕組みづくりにしたのです。それまでは国保税の負担抑制のため、多くの市町村が独自に一般会計から国保財政への繰入れなどの財政措置をしてきました。しかし、政府は都道府県を通じて、こうした独自措置を打ち切るよう圧力をかけてきました。これが大規模な値上げをもたらしております。

国保税の値上げは、自営業者や年金生活者、非正規労働者など国保に加入する人たちの暮らしを圧迫し、とりわけ子育て支援に逆行しています。国保加入者2400万人の約8%は18歳以下の子どもで、子育て世帯に重い保険税負担がのしかかるからです。被雇用者の健康保険では、子どもなどの扶養家族が何人いても保険税は変わりません。ところが、国保の場合は、家族の人数に応じてかかる均等割があるため、子どもが多いと国保税が高くなります。高過ぎる国保税引下げのためには、国庫負担の増額で均等割を廃止すべきです。

政府もこうした声に押され、2020年4月から未就学児を対象に均等割額の軽減制度を導入しました。既に全国的には18歳以下の均等割の減免措置を決めた自治体も増えています。本市においても実施すべき減免制度と考えます。

以上のことから、本案件に反対するものです。

次に、認定案第4号、令和6年度茂原市介護保険事業費決算について述べます。

訪問介護事業所がなくなれば、住み慣れた家で暮らし続けられない。親を施設に入れざるを得ない。3年に一度の介護報酬の改定で訪問介護の基本報酬が引き下げられたことに、不安と抗議の声が広がりました。身体介護、生活援助などの訪問介護は、要介護者の在宅での生活を支える上で欠かせません。

厚労省の調査を基にしたしんぶん赤旗入手の資料で、訪問介護事業所の約4割が2022年度以降3年連続で赤字であることが明らかになりました。ところが、政府はこの現状を無視して、2024年の改定で訪問介護の基本報酬を2から3%引き下げました。介護報酬は介護保険から介

護施設事業所に支払われます。引下げで、地域で訪問介護を支える小規模零細事業所が経営難に陥って撤退し、在宅介護の基盤が壊滅的になるおそれがあります。既に2024年の訪問介護事業所の倒産や休廃業は、過去最多の784社を記録しました。ほとんどが小規模零細事業所です。

厚労省は引下げの理由に、訪問介護の利益率がほかの介護サービスより高いことを挙げています。これは、ヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の平均値を引き上げているもので、実態からかけ離れています。訪問介護は特に人手不足が深刻で、利用者の求めに応えられていません。長年の給付抑制策で基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回ります。ヘルパーの有効求人倍率は2024年度で14.14倍と、人材確保が極めて困難な状況を示しています。

日本共産党の小池晃書記局長参議院議員は国会で、訪問介護の報酬引下げ撤回のため、財源は年約1兆円の訪問介護総報酬に対し約50億円にすぎないと示し、引下げ中止を迫りました。国民の安心を確保する気があるなら、実行はたやすいことです。

介護保険をめぐるのは、利用料の2割負担の対象者拡大、要介護1・2の生活援助サービスの保険外しなど、様々な改悪案が出されています。改悪を許せば在宅介護は崩壊し、親の介護のための介護離職を増大させ、保険あって介護なしを招きます。

2024年度の軍事費は約8兆円です。軍事でなく、暮らしに予算を充てて、介護保険の国庫負担割合を増やし、保険料、利用料の軽減、介護報酬の抜本的引上げを実現させなければならないことを主張しまして、本案件に反対するものです。

次に、認定案第5号、令和6年度茂原市後期高齢者医療事業費決算について述べます。

後期高齢者医療制度は、社会保障費削減路線を高齢者医療の分野で実行する仕組みとして導入されました。この制度のさらなる改悪にストップをかけることは、社会保障費削減路線に対する国民的な総反撃ののろしとなり得ます。

政府は、現役世代の負担軽減のためとして、75歳以上が加入する後期高齢者医療制度の窓口負担、原則1割負担を2022年度には2割負担に強行しました。所得が一定額を超える370万人が影響を受けました。年収が200万円以上あるとはいえ、実質年金が減り続けている中で、医療にかかる負担を2倍にすることは、生活不安を広げ、大規模な受診抑制を招くことは明らかです。お金を気にして病気がちな高齢者が受診を我慢すれば手後れになり、命に関わる危険につながり、認められません。

さらに、後期高齢者医療制度の保険料は、2年ごとに後期高齢者負担率と保険料の改定を行うことが制度化され、この15年間で保険料は、2008年度に年7万4000円だった全国平均年額は

2022年度には年7万7000円となり、2024年度には8万2000円となり、多くの県で上げが強行され、全国平均で過去最高額になりました。医療にかかる機会の多い75歳以上の高齢者だけで構成する医療保険制度をつくれば、高い保険料と窓口負担にならざるを得ないのは明らかです。高齢者いじめのこの医療制度は廃止をして、元の老人医療制度に戻すことをはじめ、国の責任で全ての高齢者が安心して医療にかかれる医療制度を構築すべきです。

以上述べまして、本案件に反対するものです。

次に、議案第6号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第7号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第8号「茂原市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、関連していますので、一括して述べさせていただきます。

この条例改正は、千葉県人事委員会勧告に基づき、給料表については再任用職員を含む全ての職員が引上げ対象となり、期末勤勉手当についても、支給を受ける全職員が改定対象となるとのことです。内容は、給料表の改定及び勤勉手当0.05か月分の増となり、人件費全体で約1億6010万円の増が見込まれるとのことです。この給与増は、市職員とその家族の生活において消費活動に影響を及ぼすとともに、市職員のモチベーションにも良い影響を与えるものと考えます。

一方、議員は、一般職員における勤勉手当改定に準じた期末手当の改正として、1人当たりの引上げ額は、議長が2万9100円、副議長が2万6100円、議員が2万4300円になり、議員全体で54万1200円増とのことです。また、特別職の市長の引上げ額は5万4000円、副市長が4万6500円、合わせて10万5000円、さらに教育長は4万2000円とのことです。

長引く物価高騰の中、多くの中小零細企業が倒産、廃業の瀬戸際です。加えて、年金の引下げや高齢者の医療費窓口負担の引上げ、介護保険料の引上げと、市民の暮らしや経済が逼迫している中、一般職員の給与、期末手当の増額に対しては、自治体職員の生活費として反対するものではありません。しかし、議員、特別職、教育長の期末手当の増額に対しては、市民感情と相入れないものと考え、反対するものです。

以上述べまして、私の反対討論といたします。

○議長（向後研二君） 高澤知佳代議員。

（1番 高澤知佳代君登壇）

○1番（高澤知佳代君） 政風会の高澤知佳代です。私は議案第6号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、賛成の立場から討論いた

します。

まず前提として、人事院勧告は、民間との給与水準の均衡を図るため、国、自治体職員の給与を毎年見直す仕組みであり、茂原市役所職員の給与改定もこれに沿って行われております。地方公務員法では、市職員の給与水準は国の人事院勧告を基準に設定することが適当とされ、今回の給与改定は制度上も合理性があると考えます。

一方で、市議会議員の報酬、期末手当についても、自治体の条例によって定められており、職員給与との一定のバランスや議員活動の継続性を確保するための見直しが必要とされております。

次に、県内他市や全国同規模自治体と比較をいたしますと、茂原市議会の議員報酬と期末手当は決して高い水準にあるとは言えません。むしろ、近年の物価高や生活コストの上昇を踏まえれば、議員の活動に必要な経費や時間的拘束を考慮した適正化が求められているのが実情です。

全国的にも、議員報酬が低いことで議員になりたがる人が少ないという成り手不足問題が深刻化しておりまして、選挙で無投票が続く自治体が増えています。現役世代、とりわけ子育て層や給与所得者が議員に挑戦しづらく、結果として時間と収入に余裕のある層だけが議会を担うという、民主主義にとって危うい構造が生まれつつあると考えております。

地方議会は、多様な市民の声が反映されてこそ機能いたします。世代や職業の偏りを解消し、市民全体を代表する議会を維持するためには、一定の報酬と期末手当が保障されていることが不可欠です。

本件は議員の懐を温めるための提案ではなく、市民の多様な声を議会に届け続ける仕組みを確保するための制度を整えるための提案と位置づけるべきではありますが、一方で、年金生活者など、収入が増えにくい層への配慮が必要であります。また、市民からは議員の活動について、議会以外のとき何をしているか分からないといった御意見をいただくことも少なくありません。だからこそ、私たち議員一人一人が説明責任を果たし、議会改革、情報公開、活動量の可視化に一層取り組むことが今回の改定とセットで求められると考えております。

以上の理由から、今回の期末手当改定は、茂原市議会を持続可能なものとし、市民の多様な声を将来にわたり受け止めるために必要な措置です。市民の理解を得る努力を続けながら、議会人としての責務をこれまで以上に果たす決意を申し述べ、賛成討論とさせていただきます。

○議長（向後研二君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

最初に、継続審査となっております案件について採決します。

まず、認定案第1号「令和6年度茂原市一般会計歳入歳出決算認定について」ですが、本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがって、認定案第1号は原案のとおり認定することと決定しました。

次に、認定案第2号「令和6年度茂原市特別会計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定について」ですが、本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがって、認定案第2号は原案のとおり認定することと決定しました。

次に、認定案第4号「令和6年度茂原市特別会計介護保険事業費歳入歳出決算認定について」ですが、本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがって、認定案第4号は原案のとおり認定することと決定しました。

次に、認定案第5号「令和6年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費歳入歳出決算認定について」ですが、本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがって、認定案第5号は原案のとおり認定することと決定しました。

次に、他の認定案については一括採決します。

認定案第3号並びに第6号から第7号までについては、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、認定案第3号並びに第6号から第7号までについては、いずれも原案のとおり認定することと決定しました。

次に、今定例会に付議されました議案について採決します。

まず、議案第6号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号「茂原市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがいまして、議案第15号は同意されました。

次に、他の議案については一括採決します。

議案第1号から第5号、第9号から第14号並びに第16号から第18号までについては、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、議案第1号から第5号、第9号から第14号並びに第16号から第18号までに

については、いずれも原案のとおり可決されました。

————— ☆ ————— ☆ —————

閉会中の継続審査申し出の件

○議長（向後研二君） 次に、議事日程第3「閉会中の継続審査申し出の件」を議題とします。

お手元に配付のとおり、教育福祉委員会委員長から、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査申出書が提出されました。

お諮りします。教育福祉委員会からの申出の案件について、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

したがって、教育福祉委員会からの申出の案件については、閉会中の継続審査に付することと決定しました。

以上で、今定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

会議録の調製にあたり、字句、数字、その他整理を要するものについては、議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

したがって、そのように決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

○本日の会議要綱

1. 特別委員会中間報告の件
2. 議案並びに陳情の総括審議
3. 閉会中の継続審査申し出の件

○出席議員

議長 向後研二君

副議長 細谷菜穂子君

1番	高澤知佳代君	2番	高鳥竜平君
3番	佐久間秀之君	4番	折原孝浩君
5番	糸久佳伸君	6番	野口雅一君
7番	小倉義久君	8番	御園敏之君
9番	工藤孝弘君	10番	河野英美君
11番	横堀喜一郎君	12番	河野健市君
13番	高山佳久君	14番	石毛隆夫君
15番	岡沢与志隆君	18番	鈴木敏文君
19番	平ゆき子君	20番	ますだよしお君
21番	三橋弘明君	22番	常泉健一君

☆

☆

○欠席議員

なし

☆

☆

○出席説明員

市 長	市 原 淳 君	副 市 長	大 石 学 君
教 育 長	富 田 浩 明 君	総 合 企 画 部 長	平 井 仁 君
財 務 部 長	菅 谷 直 博 君	市 民 部 長	中 田 喜 一 郎 君
福 祉 部 長	佐 久 間 栄 一 君	経 済 環 境 部 長	高 橋 啓 一 君
都 市 建 設 部 長	白 井 高 君	教 育 部 長	佐 久 間 尉 介 君
総 合 企 画 部 次 長 (総 務 課 長 事 務 取 扱)	飯 島 博 美 君	財 務 部 次 長 (市 民 税 課 長 事 務 取 扱)	平 井 香 奈 子 君
市 民 部 次 長 (生 活 課 長 事 務 取 扱)	根 本 孝 亮 君	福 祉 部 次 長 (社 会 福 祉 課 長 事 務 取 扱)	鬼 島 啓 太 君
経 済 環 境 部 次 長 (農 政 課 長 事 務 取 扱)	積 田 篤 君	都 市 建 設 部 次 長 (土 木 建 設 課 長 事 務 取 扱)	小 高 一 宏 君
都 市 建 設 部 次 長 (都 市 整 備 課 長 事 務 取 扱)	丸 利 幸 君	教 育 部 次 長 (教 育 総 務 課 長 事 務 取 扱)	新 木 和 敏 君
職 員 課 長	神 馬 幹 夫 君	財 政 課 長	安 田 博 彦 君

————— ☆ —————

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 井 康 史
局 長 補 佐	東 間 一 博
議 事 係 長	金 綱 邦 彦

○議長（向後研二君） これをもちまして、令和7年茂原市議会12月定例会を閉会します。
長期間にわたる御審議、誠に御苦労さまでした。

午後2時55分 閉会

————— ☆ ————— ☆ —————

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年2月5日

茂原市議会議長 向 後 研 二

茂原市議会副議長 細 谷 菜 穂 子

茂原市議会議員 横 堀 喜 一 郎

茂原市議会議員 河 野 健 市